甲第 / 号証

平成30(2018)年5月30日

神奈川県警察 戸塚警察署長 殿

告訴状

告訴人の表示

〒244-0003 神奈川県横浜市戸塚区

告訴人 笠間 里絵

圖

電話 090- 21

本件告訴状作成代理人

〒279-0021 千葉県浦安市富岡2-2-1-405

シー内で記念合行政書士事務所

行政書士 黒田 大輔

電話 090-4075=1269

被告訴人の表示

〒174-0041 東京都板橋区舟渡3-2-9

被告訴人 小野 誠

電話 080-2805-8554

告訴の趣旨

被告訴人小野誠(以下「加害者」という)は、告訴人笠間里絵(以下「被害者」という)及び被害者が秘書業務に従事する一般社団法人やまと(以下「被害法人」という)並びに被害法人の経理担当である告訴外羽賀芳和(以下「被害男性」という)から金銭を交付させるため、本年4月14日以降、ほぼ連日に渡り、被害者及び被害男性の住所等の個人

情報及びプライバシーをインターネット上に晒すと仄めかして恫喝し、 実際に、被害者の自宅内の一部が写るように盗撮した画像等を多数公表 して被害者及びその家族(母・妹)を畏怖させた。また、反復継続して 被害者及び被害男性並びに被害法人(以下、併せて「被害者ら」という) を誹謗中傷し、被害者らに係る虚偽も流布し、被害者らの円滑な業務遂 行を妨害し、被害者ら及びその関係者に対し、金銭の交付を執拗に要求 した。

これらは、被害者への業務妨害、恐喝未遂及び名誉毀損並びに侮辱であり、脅迫又は強要未遂でもあるため、厳重な処罰を求めて告訴する。

罪名及び罰条

刑法第222条(脅迫)

第1項 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知 して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰 金に処する。

刊法第223条(強要)

第1項 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を 告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行 わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処す る。

第3項 前2項の罪の未遂は、罰する。

第230条(名誉毀損)

1項 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の 有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円 以下の罰金に処する。

刑法第231条(侮辱)

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

刑法第233条(信用毀損及び業務妨害)

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

刑法第234条 (威力業務妨害)

威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

刑法第249条(恐喝)

第1項 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処 する。

刑法第250条 (未遂罪)

この章の罪の未遂は、罰する。

告訴事実

第1 当事者

1 告訴人笠間里絵(被害者)

被害者は、一般社団法人やまと(被害法人)で秘書業務に従事している。また、被害法人の経理担当者である告訴外羽賀芳和(被害

男性)が管理する「余命三年時事日記」というブログ(http://yh6494 90005.xsrv.jp/public_html/以下「余命ブログ」という)に関する秘書業務にも従事しており、周囲からは「余命さんの秘書」「ななこ秘書」と呼ばれている。

なお、被害者及び被害男性並びに余命ブログに携わる複数の他者 は、併せて「余命プロジェクト」と呼ばれている。

2 被告訴人小野誠 (加害者)

加害者は、動画配信サイトYouTube上で「日本をせんたく チャンネル」というアカウントを有し、自らを「せんたく」と称し、 主として、同サイトの同アカウント(以下「ぜんたくチャンネル」 という)において本件告訴に係る犯罪事実を行った。

なお、平成30年1月1日から、一般社団法人やまと (被害法人)の代表理事だったが、せんたくチャンネルの動画配信 を泥酔状態で行い、被害法人のボランティアスタッフの個人情報を 暴露したことで、当該スタッフ5名を活動休止に追いやる等の不法 行為や非行を繰り返したため、それを厳しく咎めた被害者を逆恨み している。また、加害者は、同年4月18日に開かれた被害法人の 臨時社員総会において、過去の非行及び本件犯行(の一部)に鑑み、 被害法人の役員として不適格であるとされ、全会一致の決議により 代表理事から解任され、解任の登記もされている。

2 犯罪事実

加害者から被害者ら及びその関係者への根拠なき金銭支払要求) 一般社団法人やまと(被害法人)は、設立当初から役員の報酬が 無い(無報酬)。現在も役員は原則として無報酬であり、現在定款にもそれが明記されている。

- (2) しかし、加害者は、平成30年1月1日、被害法人の代表理事に 就任以降、加害者が私的に購入した自動車等の物品ついて、被害者 らが買い取るように要求したり、存在しないはずの役員報酬の支払 いを要求したりし始めた。
- (3) その要求に応じることを被害者らが拒否すると、加害者は、<u>別紙</u> 1のとおり、平成30年3月31日付で、被害法人の顧問税理士事 務所に対し、自動車等の買い取り及び役員報酬等の支払いを要求す る「請求書」なるものを送付した。それに関し、当該税理士事務所 が被害者らに照会をしたので、被害者らは、加害者の請求を拒否す るようにと返答し、また、被害者らも加害者の請求を拒否した。
- (4) その後の平成30年4月以降、加害者が、被害者らを「せんたく」 チャンネル」上で攻撃し始めた。
- 2 加害者からの根拠なき金銭支払要求に応じることを拒否した被 害者らへの執拗な攻撃
- (1) 動画1 (平成30年4月14日公開)

資料1のとおり、加害者は、平成30年4月14日、せんたくチャンネルにおいて、『反日国賊 怪物詐欺師の巣にトマホークを打ち込め!この謎がわかった方には100万ポイント進呈します!!』というタイトルの動画を公表し、その翌日には、タイトルを変えて、『この動画の何処に所轄の警察署を特定する証拠がありますか?を聴いアナタの生贄を喰い漁った罪悪感自覚の証!」説明欄に所轄の警察署を特定し晒したブログ記事リンク』として公表した(以下、これらを併せて「動画1」という)。

また、加害者は、動画 3 において『私のやりたかったのは、黒幕である秘書、この秘書が、発狂することを目論んで、これを、流しました』『一人が発狂すれば、それに呼応してというか、それを受けて、え~、まあ、余命さんが、ブログで記事を出すだろうと、というところまで読んだうえで、やっています。で、見事にその罠にはまったということなんですね。いま発狂して、事務所の方にも、もう出勤していないようなんですけどね。』と自白し、被害者及び被害男性の自宅等の個人情報を晒して畏怖させ、その恐怖で業務を妨害することが目的であると宣言している(業務妨害、脅迫)。

また、加害者は、動画3において、複数回『ボランティアではない』と明言しており、動画3が業務妨害を通じた恐喝目的であることは明らかである。

(4) 動画4 (平成30年4月24日公開)

資料4のとおり、加害者は、平成30年4月24日、せんたくチャンネルにおいて、『【此処に真実が】余命 PT の実態と嘘 第2章「余命プロジェクトチームを破壊した犯人は秘書」』という動画を公表した(以下「動画4」という)。

動画4は、被害者及び被害男性のことを『8人いた人間をすべて、排除したのは、この秘書です。今現在、余命さんとこの秘書、プロジェクトチーム、たった二人です。他をすべて、社会的に排除されて、抹殺された』『お互いいがみ合って、ね、非常に望ましくない組織』『仲の悪さ』『余命の実態、実情』『余命さんは、私を切って』、『嘘の被害届を出して、私を犯罪者としてレッテルを貼り』『妄想のデマをまきちらしている』『いわれっぱなしで、嘘・捏造です』『最大で余命さんも含めて8人いたなかで、私を含めて6人を、すべて、排除・抹殺してですね、たった二人で、やってるわけじゃないです

動画』は、被害者のことを『怪物詐欺師』『醜いアナタ』『生贄を 喰い漁った罪悪感』等と誹謗中傷した(名誉毀損・侮辱)。また、 被害者の自宅室内が見えるような角度から盗撮した写真を動画 1 の途中に挿入する形で公表したうえ、そこへ『トマホークを打ち込め!』と煽っており、被害者及びその家族を畏怖させた(脅迫)。 加害者は、動画 1 の公表と同時に、別紙 2 のとおり、別紙 1 より も増額した「請求書」なるものを当該顧問税理士事務所へ送付して おり、動画 1 が恐喝目的であることは明らかである。

(2) 動画2 平成30年4月20日公開)

資料2のとおり、加害者は、平成30年4月20日、せんたくチャンネルにおいて、『「この動画の何処に所轄の警察署を特定する証拠がありますか?醜いアナタの生贄を喰い漁った罪悪感自覚の証!」説明欄に所轄の警察署を特定し晒したブログ記事リンク公開平成30年4月9日』という動画を公表した(以下「動画2」という)。

動画 2 は、動画 1 で挿入した被害者自宅の盗撮写真を更に拡大したり、映像上で流れる時間を長くしたり、別角度からの盗撮写真も使ったりと、更に計画性、執拗性及び悪質性を増している。

(3)動画3(平成30年4月23日公開)

資料3のとおり、加害者は、平成30年4月23日、せんたくチャンネルにおいて、『【此処に真実が】余命PTの実態と嘘 第1章「秘書に操られる情弱老人 自ら晒しながら代表理事を犯罪者に」』という動画を公表した(以下「動画3」という)。

動画3は、被害者及び被害男性のことを『秘書に操られる情弱老人』『嘘、捏造』『余命さんと秘書のねえ、常識のなさ』『時代錯誤もいいとこ』等と誹謗中傷した(名誉毀損・侮辱)。

か。でもってね、あの~、本来やるべきことが、全くできずに出版も売れなくて、大変みたいです』『余命さんが、そそのかすようにして、懲戒請求出せっていうんで、960人が出した』『余命と秘書はセウォル号の船長のように、逃亡するのか、と。お客さん300人以上をね、犠牲にして。逃亡するのかと。960人ですからね、セウォル号の3倍です。3倍の犠牲者を出して、最後まで、身バレせずに、はい、世間の非難というか、騙したことに対する、詫びもなく、賠償もなく、逃げるんであれば最悪』『最低の保守』『ただの詐欺師』『寄付金詐欺』等と虚偽を用いて誹謗中傷した(業務妨害、名誉毀損・侮辱)。

加害者は、動画4において、『最後まで、身バレせずに、はい、 世間の非難というか、騙したことに対する、詫びもなく、賠償もな く、逃げるんであれば最悪』と明言しており、被害者らへの誹謗中 傷を通じて更なる個人情報の暴露や賠償名目での金銭要求を仄め かしており、動画4が業務妨害を通じた恐喝目的であることは明ら かである。

- 3 被告訴人小野誠 (加害者) の悪質性及び処罰の必要性
- (1) 動画1及び2は、映画エイリアン・プレデターの映像を加害者が 編集のうえ公開したものであるが、編集・使用について著作権者の 承諾を得ていないと思慮され、その場合は著作権法違反となる。
- (2) 加害者は、それら映像の中に、被害者らの自宅等を盗撮した写真を短く瞬間的に挿入しているが、最初の挿入写真だけは、地図検索のグーグルマップにおけるストリートビューと言われる写真(公開情報)を使っており、盗撮写真を含めて、加害者が挿入した写真の全てが公開情報で違法性がないかの如く偽装する工作をしており、

犯行は計画的かつ巧妙・悪質である。

- (3)被害者の家族(母・妹)も、加害者による動画1~4等の存在を 知り、常に誰かに監視されているかのような不安・恐怖感に襲われ るようになり、日々の生活における心の平穏が害されて怯えている。
- (4) 現に、加害者が動画 1 ~ 4を公開後、見知らぬ不審者が被害者の 知り合いを装って被害者の自宅玄関前に現れてドアホンを鳴らし、 被害者の自宅内に侵入しようとしたが、被害者が玄関ドアを開けな かったので、被害者及びその家族は間一髪で難を免れた。つまり、 このような実害が、被害者及びその家族に既に生じており、日々の 生活における心の平穏が、現在も著しく害されている。
- (5) また、以下の時系列で見ると、加害者の欺瞞性、執拗性及び反社会性は顕著である。

まず、①加害者が泥酔状態で動画を配信し、被害者らの個人情報を自慢げに暴露するといった不法行為を繰り返す等、素行に問題があり、そのことを被害者から強く批判されていた。②被害者らが、加害者から正当な理由及び根拠なく発せられた要求(私物の買い取り、存在しない役員報酬の支払等)に対して、応じる義務がないので拒否したところ、別紙1のとおり、要求の矛先を被害法人の顧問税理士事務所にまで拡大し、③当該税理士事務所も要求を拒否すると、被害者らの住居等の盗撮画像を使った動画1及び2を公開してを、別紙2のとおり要求額を吊り上げ、④動画1及び2では、加害者の素行の悪さを批判していた被害者に対する逆恨みを発散すべく、被害者の自宅の盗撮写真を多用し(被害者への攻撃は動画4以降が顕著)、⑤それでも被害者らに要求を拒否されると、動画3以降において、被害者らを誹謗中傷したり、被害者らに関する虚偽を流布したり、

個人情報の更なる暴露を仄めかたりと、何としてでも金銭をせしめようとしながら、視聴者向けには被害者らから金銭をせしめる意図がない旨をアピールする等、自らを正当化して被害者らを貶め、⑥ これら攻撃を連日に渡り繰り返し、被害者らの損害をより拡大した。

このように、犯行は計画的、執拗かつ悪質で<u>違法性が加重される</u>。 また、加害者が自ら先行させた非行への批判に対する逆恨みという 幼稚な感情が犯行動機の一部を構成すると解されるが、逆恨みは、 根源的感情として加害者の内心に残り続ける蓋然性が高く、今後も 犯行を繰り返す虞が高い。

4 結語

よって、加害者である被告訴人小野誠は、厳しく処罰されるべき であるから、ここに告訴する。

証拠 (添付資料)

資料 1-1-1動画 1 タイトル①※USBメモリに格納して添付資料 1-1-2動画 1 タイトル②※USBメモリに格納して添付

資料1-2 動画1(資料1-1)解説書

資料2-1 動画2 ※USBメモリに格納して添付

資料2-2 動画2(資料2-1)解説書

資料3-1 動画3 ※USBメモリに格納して添付

資料3-2 動画3(資料3-1)反訳書

資料4-1 動画4 ※USBメモリに格納して添付

資料4-2 動画4(資料4-1)反訳書

以上